

災害等情報（詳報）

鉱種：ろう石	鉱山の所在地：長崎県					
災害等の種類：坑外・墜落	発生日時： 令和元年8月26日(月) 13時10分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者氏名（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当業務経験年数）： 58歳、作業員、直轄、経験年数40年、当該担当経験年数約20年						
罹災程度：右距骨骨折、腰椎圧迫骨折、棘突起骨折、右肘頭骨折、右肘裂創、左肘裂創（約2ヶ月間の入院見込み）						
<p>【概要】</p> <p>罹災者を含む作業員4名（直轄）は、老朽化に伴う選鉱場クラッシャー室横の旧休憩室（現在は資材置場）の撤去を行うべく、朝のミーティングで作業の打合せを行った後、作業を開始した。</p> <p>午前中は窓、壁および天井の撤去と、骨組みとなる鉄骨の溶断を行い、午後は、残した床面と床面を支える斜めの支柱の撤去に取り掛かった。床面とクラッシャー室をつなぐ鉄骨を溶断し、次に支柱の撤去を行うべく、床面が直接落下しないようにパワーショベルで吊るためのワイヤー掛けを行った。その後、旧休憩室の外から向かって左側の支柱を溶断中に、ワイヤーの掛け位置が中心からずれていることに気づいた作業員Aが、罹災者に当該ワイヤーを掛け直すよう指示した。罹災者が床面に上がり、ワイヤーに手を伸ばしたところ、突然向かって右の支柱が破断、床面を吊したワイヤーを軸（向かって左の支柱は切断されていない）にして斜め宙吊りになった床面が回転し、罹災者が4～5m下の地面に滑り落ちた。</p> <p>作業員Bが急遽救急車を電話要請し、罹災者を病院に搬送した。</p> <p>（写真の落ちた床面については、災害発生後、警察の指示により、宙吊りになっていた床面を鉱山側で切断し、地面に下ろしたもの。）</p>						
<p>【原因】</p> <p>①高所作業であるにも関わらず、安全帯を使用すると作業範囲が狭くなるため墜落制止用器具（安全帯）を使用していなかった。</p> <p>②ワイヤーをかけずにクラッシャー室の床面とつなぎの部分を先に溶断してしまった。</p> <p>③旧休憩室の床面とクラッシャー室の床面を溶断しているにもかかわらず、両側の支柱の支えで足場が安全と判断し、ワイヤーの掛け直しを指示した。</p> <p>④老朽化が進んだ鉄骨であるにも関わらず、事前に腐食等の状態を確認すべきであったが行わなかった。</p> <p>⑤床面を固定していた向かって右側の斜めの支柱の根元が腐食していた。</p>						
<p>【対策】</p> <p>①高所作業の手順書を作成し、鉱山労働者に周知する。</p> <p>②墜落制止用器具（安全帯）についてはハーネスタイプも含めて新規購入し、使用方法について鉱山労働者に教育を実施する。</p> <p>③高所作業を含めた非定常作業を実施する場合は、事前に作業の段取り、リスクアセスメントを実施する。</p>						

④今後同様の作業に当たっては、当鉱山の施設は老朽化が進んでいる箇所も存在するので、作業の実施前に作業箇所の足場等の安全確認を実施する。

【参考情報等】

○鉱山保安法令や労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおり。

「安全帯が「墜落制止用器具」に変わります」厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

各鉱山は上記アドレスのパンフレットを確認の上、対応して下さい。

<鉱山保安法令>

鉱山保安法第五条 鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

三 機械、器具（衛生用保護具を除く。以下同じ。）及び工作物の使用並びに火薬類その他の材料、動力及び火気の取扱い

○鉱山保安法第七条 鉱業権者は、鉱山における坑内及び坑外の事業場の区分に応じ、経済産業省令の定めるところにより、機械、器具及び建設物、工作物その他の施設の保全のため必要な措置を講じなければならない。

○鉱山保安法施行規則第十二条 法第五条第一項及び第七条の規定に基づき、鉱業上使用する機械、器具及び工作物について鉱業権者が講ずべき措置は、当該機械、器具及び工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知することとする。

○鉱業権者が講ずべき措置事例 第10章 機械、器具及び工作物の使用

1 鉱山保安法施行規則第12条に規定する「機械、器具及び工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順」とは、次のとおり。

*「安全かつ適正」とは、例えば、「機械の運転中に補修、注油又は掃除をしない。」などの作業を行う箇所やその周囲の状況に応じたものをいう。

*「使用方法」とは、「起動（開始）時」、「通常使用時」及び「使用停止時又は終了時」の操作方法をいい、これらの使用時における保安上の注意事項を含む。

*「作業方法」、「作業手順」とは、「通常の作業時」に加え、「修理時」、「清掃時」、「故障又は破損時等の通常の使用が出来ない時」及び「複数で行う共同作業時」も含む。

3 鉱山保安法施行規則第12条に規定する「作業方法」又は「作業手順」を定めることを要す主な作業は、次のとおり。

……(28)物体の投下作業、(30)高所作業、(32)クレーンによる作業……

<労働安全衛生法令>

○労働安全衛生規則 第五百十八条～第五百三十九条の九

第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止の項で作業床、開口部の囲い、墜落制止用器具の使用、作業時の天候、照度等詳細に定められています。

○労働安全衛生規則 第九十四条の十七 主たる用途以外の使用制限

軌条の継目については、継目板を用い、溶接を行なう等により堅固に固定するよう定められています。

参考にして下さい。

【お問い合わせ先】

九州産業保安監督部 鉱山保安課 担当者 杉本、竹熊

電話番号 092-482-5931

罹災時の状況(推定)

